

## 神戸市乳幼児等・こども医療費助成制度の拡充

### ～1・2歳児の所得制限を撤廃～

7月より、1・2歳児に対する所得制限を撤廃し、すべての3歳未満児の医療費の自己負担を無料化しました。

申請手続きなどの詳細については、3歳未満で、現在、乳幼児等・こども医療費助成の受給者ではないお子さまの保護者の方宛に制度案内(申請書を含む)を4月下旬に発送していますので、そちらをご覧ください。

		0歳	1・2歳	3歳～中学3年生
所得制限	現行	なし	あり(※1)	あり(※1)
	拡充後	なし	なし	あり(※1)
外来一部負担金		なし	なし	あり(※2)

※1・・・旧児童手当特例給付基準を準用(扶養者3人の場合給与収入 860 万円未満)

※2・・・1日 500 円(2割負担)上限(1医療機関等ごと月2回まで)

#### 【お問合せ先】

お住まいの区の区役所保険年金医療課

(北須磨地区にお住まいの方は北須磨支所市民課)介護医療係

または市総合コールセンター(☎333-3330 年中無休、8時～21時)

ホームページアドレス <http://www.city.kobe.lg.jp/life/support/medical/index.html>